冠位通考

函十
十八
廿四
遠
1049

門ワ四
弾1045
巻

宮内省
圖書寮

冠位通考

位階乃沿革ハいと古ける世なれど臣連八十伴緒なる職を世くゝして猶昇ることの事なりしに成り苟且も家よりきたるなのつゝれ位あるて汎れさうしたけるハ財乃勢よりて苟きゝいやしくなるいやしきなるのか也ることハありしすれとそなれ共大ことハ家ことの兵秩はくまれ又之日本紀をうるに蘇我臣物部連大伴連阿倍臣巨勢臣なと貴族太師連膳臣佐伯連河内臣なとハそれなりしかとも数くの臣連程きはくあるへく侍して國造伴造まてうけ

宮内省
圖書寮

て八省卑の記あまたあり事なるべし。以上の官名連二連考ゆるすべて今
しつ。推古天皇の御代十二階を設る。日本紀云。推古天
皇十一年十二月戊辰朔壬申。始行冠位大德。小德。
大仁。小仁。大礼。小礼。大信。小信。大義。小義。大智。小智。
並十二階。並以当色絁縫頂撮総而服焉。
当色とは官位にあり。別よりきまり人色一定の位よ
り。あるれば色とは身にしたがいていなゆる位色なり。小礼以上を官位八維義八綱賀八
縁うえあり。小礼以下は撮を定あり。これと当色とは別なり。撮を撮
必あり。と定まり。しかるに冠とは制せられたる人八撮をのみもあるべきこと
小礼以上八絁なりとは
ゆえなり。十三階の初めなり。冠位といふ是まで髪をもて。髪を頂
二つよれつけてとりねじひねりあげて。髪を頂
説なり。不詳。あの三者よりの紙なり。法師ば髪を太まの古おの者よりこれ古の髪之。
事とあり。其中にて。冠をきるべき制となれる。

如囊とあるハ。ふくろ。ふくろ。ひろうかぶ。そハ。つをきるべき
料之。本島。とあり。本島。の中ほどの髪をひろう頂。ものあつめ。冠
といふ。髪之本島。天武
元年之。第。ものの。入るべきかりくゝ切て。ふくろ。とかの行ト
く大德。こゝの氏。小德。こゝハ大仁。こゝハ小仁。こゝの氏
冠をする。ひ。ひ。い。冠。く。ものやけ。ものすべて。卑の験
とす。按世位記をのべて冠とする。験とするよ同し。冠とする。冠位とこゝ
ふ。卑八家よりつきたる尊卑。て。身を終るまて同階之。
次第。冠の位よあり。小德八中臣連。阿倍臣。忌部。紀伊。阿倍。
大上君。上毛野君。阿倍雲連。土師連。大伴連。大宅臣。巨勢臣。大二之。
さ氏とかりてきたる。尖技。もこゝ。寺。舊記之。誤。
けりこゝ。と。ものふ。
藤我。なるや大德。かりし。けし。此十一年より大化三年まてのるよ

かゐのゝ而見すし（叙位除目なとに常のゝ事なれハ省きて注さすしいとんとハけけの新羅なり豈のゝよハ比
るし事ハけるまつたなるも五位
以上のかゐを史のれるあるなり）但同帝十四年より丈六乃銅像堂の戸
をあけて工匠をしいて頂しを鞍作鳥とふ人堂の戸を
壊たすして入たる賞よ大仁をのひしあるハ人をもて
冠を冠位あるのしも大智小智といふなるもこれハか
ゐをしもあれ別功を賞するあまりの除目の格制をして既よ
階級を立てれたるなるかゆゑ事いそくるもその勢之堅固
の別儀と言るしとれよ擢て昇をの位階とゝらへらす
又舒明紀よ十一年十一月庚子朔（ニ）食新羅（ヲ）客（ニ）於朝（ニ）因給（フ）冠
位一級（ヲ）とあるハかゐをしゆゑきこゆれとも新羅の侵

の旅況をなくさめしとして冠位をとるへきしなれと新叙する
よ論なし新羅の人なりとも皇朝の冠位あるへきなゝ
孫くかゐすへきなるしなしいとく渤海なとの例よりていを
大使以下孫事ハ上ハのうるる事なれと日賜（フ）冠位（ヲ）各有差（ニ）
なるへきよかくハおつるなきハ文の法なるなきゝ歟日本
紀よりる私記よ大德（今ここに位や）小德（五位や）大仁小仁大礼（六位也）小礼
大信（七位や）小信大義小義（八位や）大智小智（初位）とあるハ当るる
ちまとるすして論なし印本の日本紀よ德を四位仁
も五位礼を六位信を七位義を八位智を初位とあるハ僣
注なるのちかゝるまゝとなるかゆゑ何ともなれと

貴遇すべきの志ある人ありて、それを
ひとすじに此流にまかせて、此度くらゐの階を置れけるとぞ
ふめるハ、ゆゑ口ずさみ、凡物の序に、一二三をもてゆゑあ
るべきやうなれども、これ世十二階を、今は三十階にあ
らんとする故なれど、十二階を十二にて具し、三十
階を三十にて具したれば、これをもてゆゑあるべきハ、
なほ制度、今は位階を雅擬して、大きなる車をとるべ
ハあるべ、ハ大徳小徳ハ一位に大仁小仁ハ二位に大
礼小礼ハ三位に大信小信ハ四位に五位に大義小義大智小智ハ六位七位八
位にあらべ、ハ位ハあつべき階なれば、十二階の下に委くいふ。先達の
位のうへ、ハ位以下の者を冠て大を大連とつくる人
のあの頂をるをいふ。露頂をるをもつて冠の制をなして

あるべきなり。こゝを元位は白丁とくゝ頂中者の人
と冠きらとふ事あるべきハ皇極紀に元年十二月
甲午、茨田皇子、息長皇子、日廣額天皇、恵是日小徳巨勢臣徳太代、
大泥皇子、而誅、次小徳栗田臣細目代軽皇子、高誅、次大伴連
馬飼代大臣、而誅とあり。徳太と馬飼とを大臣に昇し人、
細目と巨田野の業猶小前部領でし人なれ、後に位乃
人品をこゝに元すべし。元すべて世なるなり。谷川士清日本紀通
證に北史曰、内位有十二等、一曰大徳、次小徳、次大仁、次小仁、次大
義、次小義、次大礼、次小礼、次大智、次小智、次大信、次小信、今按
松下氏に北史為是、然、徳則統全體而言、故為首、仁礼義智

信以木以玉金以為序蓋取諸漢儒說地史及讖緯之文
分以割之之事也其中有次序之別之制
度分仁義禮智尊卑級之名次假名為
つかさるもの名とし高位の者時のさまを位下氏々々圖
なりとおもへるあきらかなり爾氏の五行の
序をわかちて皇國のをよろこぶ小野のをのこ深なり
名のもの一位二位等も織の分別次に孝德紀に大化三年制
なるもの一きさ別くしきはまるひ易し
七色一十二階之冠一曰織冠有大小二階以織為之以錦裁
冠之緣服色並用深紫二曰錦冠有大小二階以錦為
之其冠之緣服色並同織冠三曰紫冠有大小二階以紫

為之以織裁冠之緣服色並用紫四曰錦冠有大小二階
其大錦冠以大伯仙錦為之以織裁冠之緣其小錦冠以
小伯仙錦為之以大伯仙錦裁冠之緣服色並用真紺五
曰青冠以青絹為之有大小二階其大青冠以大伯仙錦
裁冠之緣其小青冠以小伯仙錦裁冠之緣服色並用紺
六曰黑冠有大小二階其大黑冠以車形錦裁冠之緣其
小黑冠以菱形錦裁冠之緣服色並用緑七曰建武物位又名
黑絹為之以紗裁冠之緣有二階之定られた
るく推古の時の十二階と定られたるもの建武一階を加へられる迄
物位又名五身とある子注し新加の階なりなるべし

ゐたる人先輩すて推古の十二階ハとの三十階
りあてたる世度もつぎ〳〵の沿革ハいろ〳〵もいとけ
ハ何のこゝろや試よられたるに織冠備冠ハ一位二位ハ紫
冠を三位ハ錦冠ハ四位五位ハ青黒冠ハ六位七位ハ位
ハ建武ハ初位ハあるれ大小黒冠ハ大小紫冠ハ大小青冠ハ大小黒冠ハ初位ハ
ひとつ〳〵ぬ数ハ多ハあるべし今くわつるべ服色を
もて擬ゝせ物ゝ今と二位ハ濃紫ゝ一位ハ
こゝ長ゝ位ハ濃紫ゝ織冠ハ備冠ハ
そしてすべて制度の沿革ハ一段なるべ
こゝろなり三位以上を紫四位位ハ緋六位以下ハ

緑縹なるべきこゝろなり推古の十二階ハ大小あてゝ十二階ハ推古の十二階ハ
つきたる位ハ初ハ位ハ位ハ位

不不是[illegible]なり。大化五年夏四月乙卯朔甲午。於小紫巨勢
德陀古臣授大紫。為左大臣。於小紫大伴長德連[illegible]名を授
大紫。為右大臣。とあり。此二人は小德にて。小德は
才二の小織にあるべし。然るに此かくの如く小紫才六の階
とあり。鶴退せしとあるは冠位
を降されしなり。いかなる事にか。制度後華の物
なれば。人々に降るべきなれども。此は冠位
本二月の紀に。制冠十九階。一曰大織。二曰小織。三曰大繡。四曰小
繡。五曰大紫。六曰小紫。[illegible]七曰大華上。八曰大華下。九曰
小華上。十曰小華下。以上大小錦冠の名なり。十一曰大山上。十二曰大山下。

十三曰小山上。十四曰小山下。以上大小[illegible]十五曰大乙上。十六曰大乙
下。十七曰小乙上。十八曰小乙下。以上左右[illegible]冠の中より上下と分て冠位級と定られし。十九曰立
身[illegible]階の名
曰陽[illegible]せし[illegible]なるべし。[illegible]冠位華冠[illegible]以下一名二階なり。
便[illegible]下の[illegible]格勤[illegible]又一階又二階[illegible]
中[illegible]下為の階は[illegible]昇[illegible]
下為の階は[illegible]
平成二年己卯朝[illegible]天皇命大皇弟宣增[illegible]換冠位階名
其冠有廿六階。大織。小織。大繡。小繡。繡を織と改られなり。大紫。小紫。
大錦上。大錦中。大錦下。小錦上。小錦中。小錦下。大山上。大山
中。大山下。小山上。小山中。小山下。大乙上。大乙中。大乙下。小乙上。小

次に天智天皇紀に。三

乙中小乙下大建小建（建武を号せり）名なり。是為廿六階（改前華曰錦（大化の十二階の冠錦といひしを十九階の冠華と改られしなり）今度嘉永に復せり）従錦三乙（加六階）又加換初位一階為大建小建（建武を号せり）名なり。千九階なれども中便あり

うわ一なる下階の階級を階（一を六階とふ）位（いろひ階）とも色のこと也。

あくへられしに武官位五位の四上を越階する例のごとくなり。

四級なれば一色の階の数多きをいとくらなり。

八数八上下上下なれども推古の六色十二階よりつきる

制度なれども三十階あるべくとて寸次に同年

十年の紀に正月甲辰東宮大皇弟施行冠位法度（冠位を）

太赦天下（法度冠位を）具載新律令（ことなり）

紀令に曰つ世よりて令て

あるよりられて日本紀のこと（文勢）

年に定られる廿六階のまことに

後にこそ寺さいくらもなれ。これは今の制度とは

あるべきはれ。あまりの外なる位階の名ぞ

又同二年よりつきしは大紫位外小紫位内大錦位外小錦位内大

ら内外の差別大寶以下のゆかの制にて

いまら考寺これ天智の令條の

制ならあ。冠位の格制ならば

推古天皇の冠位より諸臣すべ冠きと天皇と親の

頂なるべき人なりと有しかと

ことこそ大きに残りて

の古あり。文くを寧ふのあのゆ

なんとまのこと。これを沈撰とこ

ゆしと冠の製位ハこと寺。

（諸臣の冠位たるの位階にて推古天皇の制作なり）

（位階の名位の位階にて）

（令に衣服令布と）

親王諸王と名られ

なる故此令ものもとをうけつぎ給へる号甲
とあれども色を備て寸法一なりく冠一株なり
なるべしこれ位階の名一位二位三位四位
五位なるべし三位より五位おのおのいくばくの八人なる
諸王なり天武四年の紀に小紫美濃王とあり十一年の紀にも見られ
へり寸持統八年紀に淨廣肆美濃王とあり十一年の紀にも見られ
る人なり淨位八諸王の位階なり何ぞ諸王なるもの
位を置れざる親王の位階八無しなんと天武
紀に初て親王淨位を叙したれども爵の制度八明なる事なし天武
と別れなる故天武の時更に勅を諸
王を混して叙せしまゝ あるべくもあらず
諸王混して叙して親王一位二位なるべき級なるの

なるべし定むべし天武八年の紀に二月己丑直備大宰石川王病之薨
於吉備天皇甚之大哀則降大恩贈諸王二位
あり是なり贈二位とはいへども諸王二位と叙せるのみにて
諸王二位としもいへる八二位と叙せるの勅なるのみにて
なるなるべしけだし必勅を二位の次にて諸王の二位と叙せ
ましなるべし降大恩とあるも諸王にして勅なるの位叙せられ
ざるべし次に天武紀に十四
年春正月丁卯更改爵位之号仍増加階級明位二階淨位四
階毎階有大廣并十二階以前諸王以上之位
勅にて諸王の位と混して叙せるべきなり
なれば位八勅にて淨位八諸王なるべきなり
尊授淨廣壹位大津皇子授淨廣弐位川島皇子
あるべし混用なり勅に日本紀に王といへる八諸王にして勅にて八皇子なり
元年
二位四階直位四階勤位四階務位四階進位四階進位
四階毎階有大廣并四十八階以上諸王之位
冠位のもとゝなるべし八階以上諸王之位とあるべきなれば
その色の冠を賜りてそれを

錦とし紫を以ていとなし白を以ていとなしそれらの
のちの弁しるし・此度よりのちその事を停止せられて位記とのみ
見て錦として冠ハうるはしき漆紗冠なり・十一年の紀に男女皆結髮仍着漆紗冠とあり
て如裏冠を止められたり冠と錦と錦と等・位記を用られんとの結構なり漆
紗冠ハ十三年の紀の主冠とはしめなるへし・その始まる所を本島として巾
子をいまゝ漆するなり紗をつくりて巾子を後へまきたるものなるへし・これ今ようの頭巾なり・和名抄に巾子幞頭具所以挿髻者やしとある幞頭も巾子なり・ぬかれ冠ハ
ようりとの冠ハ本ようの巾子を抜て漆をかけてつくりたるなり・巾子を後へまきたるなるへし・これ今ようの頭巾なり・和名抄に巾子幞頭具所以挿髻者やしとある幞頭も巾子なり・ぬかれ冠ハ
漆を塗へたれたる紙を造りあたらなる世の制なり・官甲の差別ハ今の如
用ひたるにて其徴ハられまたその沿革の変遷の文制ハ十三
階之冠其冠有廿六階なりとあり冠ようけてからるをこハ
爵位之号明位正位といひ諸王以上之位階をいひ
て冠といふかり一ッも今ハ次々の文もし爵位官位直位

勤位有位者無位者物位以上賜位及禄進位一階降位
二階贈直大参位加勤大弐位なりのちありて冠とし
ハ〳〵いまの持統三年の紀に九月庚辰朔己丑遣直廣参
石上朝臣麻呂直廣肆石川朝臣出雲等於筑紫給送
位記とあり・五年の紀に二月壬寅是日授官人位記とあるハ文
なり・冠位とし熟したる文字三所ともしるしたる
しるしよりおなし・帝七年の紀に冬十月丁巳朔戊午詔自
今年始於親王下至進位觀所儲兵浄冠至直冠人甲
一領太刀一口弓一張矢一具鞆一枚鞍馬勤冠至進冠人太刀一
口弓一張矢一具鞆一枚如此預備とあり・又下ようる

続日本紀の文をあつめて考を冠のしるしとせし
市人もあるべきれども給授位記授位記などあるは況よ
確執してさ敕をとうんとすはうは推古天皇のうけよう
年久しく冠位なる割度にて冠なしにな
まつる。世くの宣命に冠位上ひたまふ中古の名文に叙爵
といへるもこれなるべし。山井氏
とうまつりし浄のうへつかう直のうへつかうといひたりうんを
そのまゝよりあるゆゑにそれを史料としてそれなる文之
とうまつりしいはまもとゆとそうなる。山階
級次序正大一正廣一正大二正廣二正大三正廣三正大四正廣
四つにつきて二と三との間三十階の正従のうへき差別あり。

持統天皇五年の紀に十二月乙巳詔曰賜右大臣宅地四
町直廣貳以上二町直大参以下一町とあるなどその授方あ
はせて又此四十八階をとその三十階にうわてくうに正位の
八級一位二位三位の六級あるなり。直位は正五位
（ちなみに八級）勤位務位追位進位六位以下初位以上（ちなみに正位を一級とし八
級との差列なり）あるべしなり。さりとも推古天皇の
治たまへるうしくはるにまもりておりぬ紀なれしく例の
服色にてうへうへ同年七月の紀に定明位已下
進位已上朝服色浄位已上並着朱華（ちなみに朱華此
服色に朱紫なりとは朱八紅花染のうたれしけ波泥摺とあり云波泥摺とあり
ふあるべしなれば紫とはいふとあるべし火色と
ふあるべしなれば紫とはいふとあるべし火色と

正位深紫（三位以上なりけれども、服色は紫なり。四位五位なりけれども、紫なり。用いられざる故、天武の時、浅紫なり。）勤位深緑（六位七位なり。）直位浅蒲萄（八位物位、今の浅蒲萄の縹なりけれども、最浅者とありて、五位以上なりあるべきぬるを目なり。緑なり。）務位浅緑。

追位深蒲萄（進位浅蒲萄、八位物位、今の浅蒲萄なり。）

たるもこれ前代にはあらざりし度の服色は不思議なる制なれば、いかなる故ありしか。

持統天皇四年四月の紀に、庚申、詔曰、「其朝服者、正八級赤紫（一位二位三位、今の紫なり。一位は黒紫なるべし。）直八級緋（四位五位、今の紫。四位は深緋、五位は浅緋。）勤八級深緑（六位。）務八級浅緑（七位。）追八級深緑、進八級浅縹（八位。）」とありて、次に文武天皇大宝元年に施行せられし令に、「親王四階、諸王五位以上十四階、諸臣三十階（天武天皇の時、冠位の制度下臣の階すくなきにより、六位以下を三十二階にせられしが、後に文武の時、きはめて多くなりしを、今、三十階と定められて、第代不易の典となりしなり。）」とあるに、

このようにしたるなるべし。公卿の位六階、推古の時の四位以下四色八階、天武の時の例なれば、皇国の故実にもかないていにしえの遺日本紀に、大宝元年三月甲午、始依新令改制官名位號、親王明冠四階、諸王浄冠十四階、合十八階、諸臣正冠六階、直冠八階、勤冠四階、務冠四階、追冠四階、進冠四階、合三十階云々、始停賜

冠換以位記とあるは事のはじまりなり大室よりは
たゞ正一位從一位なりしが天武の四十八階の制よりは位といふより既に矣一つ正冠
直冠なりといひしはいまの書にはいまだ見ざるなり
のこりあるはいかに此文の云はまは正冠直冠といふは表にして一位二位三位
五等の位は明一品なりしかのこゆゑに正冠は冠の名外位始は直冠正五位上階終
進冠少初位下階なりしかるに冠と位とをあをてよふべきなりけれとも史
もたゞ此一二にあれ矣なるべきなり
よりはの書にはすべてこれなり
一説に今案に大室の制修せられたるゆゑに大室はありなん
職員令に大室のまきにて改削せられたるものなりしかれと官位令
を論たゞ一二のこなるなり又某冠といふこと冠を
故なるにぎはのくぎ以下文にあるゆゑに旨漆冠
とありて冠の色にあらず何の料にか某冠といふ

此文撰史の博士なり天武の時にあるべき正位直位一位二位
といふ称は冠にいはるべきなり
事上にあるべき大寶にはあるべき
令に史は正典なるべきなり令は大寶の当時のれ史は後世なり
渤海にあるものなれと令にあるべきなり外位
此一條を弃れと日本紀にあつまれるものなり
あるべきなり
深淵に宝山一正史一條の過失を指て
まことにとうとし
罪をゆるさせ給へ

○三十階の考差は一位は公卿の階なれ
ども授一等しあれと今の京官なりてて存在の人
授ることは今一神位授位なることは限れる從一位もその
ことはいとかやうなる事大臣としても二位なるうる多くの一位を賜はれたるなり
とあれ二位の大臣をもこれ事
はる沿革は字和通考より儀制令に右大臣以上若散一位叙皇
帝不親事三日三位以上叙皇帝不親事一日二位以上叙二位以上叙
葬令百官在職薨卒當司分番舎人親王及太政大臣散一
位以上はなほ大臣物の常なるとすべて何のも一位はなせ
ることなる故事ことなれてなるなり・ことなるなり・ことなる物特なり
なり・とよいくらもし横要大臣のかの二位を
ことなる物特なり・二位三位は大臣の差降

なり・以上六階上階とは公卿の階なり・そもそも大臣位は
数位なるも古よりあるなれとそれとそれ
なせることなるなり・叙せることなる
議貴謂三位以上とありてもまたなる者人とは
人はなり・上階とは上中下の上下はあるなり・本儀は上を上とし
以上とは上の階とは中の階とは下の階とは下の階とは
ことなるなりき・三位と四位
降なり・令義解は五位以上謂之通貴とあり通とは普通の
上なる物授とはいとなり・律令は律は
無永の注なり・故實は八せし・法司の官人・舎人・官人の
納小舎人・官位・官位なるなり・
五位と六位とは・計差列表は
因て以上と以下とのわけ・六位七位八

位を大きに差降ける。六位七位八位七位八位上士八位七位下士七位八位上士七位八位下士七位八位上士七位八位下士七位八位上士七位八

たゝいやしきものゝ定めて、いはゆる官位をも
められぬ。某の改冷泉院のゝ時ものゝ官位ゆ
るひて、寛弘長和三ヒの時式のかゝるまゝにつきた
るとゝ和ゆれくぎ書しるのみかのすかるべきうや。朝野
群載しるしたる枚の文書と尺渡とに長保四年官掌従
七位上日下部宿祢保隆、治暦二年將書従七位上玉手朝臣
輔頼、元永三年従六位上秦宿祢氏吉、たゝ二人ゝゝて
別ありて停られしまあるべかりしとまゝ人ハ。その時ハ
先世の例をとゝくまゝて中法しやわんゝふゝし。
ゝるべき人分二ゝるもいとくゝ位上とあるゝ。況の虚名
ぬゝんとるゝ。成功をも私と位をゝれ。況ハ叙位のゝゝハ

なゝゝれも諸府の尉諸司の三分なゝゝ位をゝれをゝて
六位なゝゝゝゝて四くゝの在廳散位六位上なゝる案
も在廳とゝゝゝ六位ハゝひたるゝゝゝゝて押てな
のゝゝ和なゝゝゝゝハゝゝわんゝゝゝゝゝゝ
根なゝゝゝゝゝゝ

かといふ義なれと外五位は准五位なり外六位は准六位なり
なりきまりもへなりやは外位といふ義は法令のこと〻外官
よりくらへき料の位なる故外といふ外官とは郡司軍毅
はもち王殿医師なとをいふ大宰摂津諸国の主典以上は外官
なれとも内位は叙せるなり令のうちに八位以後は上京して位中の功過をかんかへ
陞する故なり　法令のうちに八位以後は上京して位中の功過をかんかへ陞すべき
ハすなはちはかれは外国よりのぼりかはるなり史人は十年過ぬ
つきとられは国よりめしかはるものあれと文帳内資人を京よりもちゐる
そハ内の位は桜とそかとはものの法とよあれと
しかも親王諸の家より入て朝廷より頭にもる者にあられ
は外位は叙せるなり外国よりあるいは朝廷の業をはしめ
て業者を外とせるなり上件の色の人
必外位は叙せるなり選叙令に散見したるなり

叙せるなりいふハ国令に元慎内資人若位職事者改入内位とありて義解に其内位位
外職は者改叙外位也とあるなりて三年二月の史に山背国造外従八位兵選といふ人
は外国造は下に奉る色の人は国史に所見多
一つ引いて沈痾とす
祢宜祝　天平廿年八月己丑八幡祝部従八位上大神造麻呂外従五位下
天平十五年七月甲子外従五位下
曽乃君多利志佐授正五位上
集人
侍因の酋長　宝亀十二年三月丁亥陸奥国上治郡大領外従五位下伊治公呰麻呂反
呂本是夷俘也
別功の賞　天平十九年九月己亥河内国人大物位下阿保連人麻呂銭一千貫越中国人礪波臣志留志米三千碩奉屋舎那仏知識並授外従五位下
好奉の篤道　天平十九年五月辛卯力田外従五位下前部宝公授外従五位上其妻
久米舎人味女外少初位上
事ありしてさ類なりとる外国　外位
叙せるなり
和銅養老の法　外官の人のこと外位
叙したるなり天平の法は内官にもなりたるなり天平五年
十月丁亥以外従五位下箭集宿禰出麻呂為大学頭外従

位下大神朝臣出麻呂為散位頭とあり。でづきいくの
ときは常なの後世はゆゆ外戸の流ハなくて姓氏の凡
卑なるなり。外位と叙とる事ハ江家次第叙位
の條に若有下姓者經奏聞可叙外階有愁時後日改叙内位
とあるなり。（江家の次第に外位に叙とるハ上ハ[illegible]これをもしいつ
たく叙位の為[illegible]とてくんなるのこと[illegible]）
のごとくなるすなわちなり。天平の頃のと必しも
姓を叙とる事ともえず。天平三年五月丙子の叙位に巨
勢朝臣奈氏麻呂巨勢朝臣又兄大伴宿禰御助佐伯宿
禰人足[illegible]これハ[illegible]のなり。息長真人名代當麻真人廣人
[illegible]
[illegible]
[illegible]

月の史より甲子勅定外五位に叙せられ、ゆかり位を行せられ、ゆかり位を混雑して叙せらるゝ所のものあり。格文類聚三代格に、文長元年授位令に、

○勲位は一等より十二等まで十二階なり。官位令に、一等八位二位より二等七位三位より、一等八位三位より二等七位三位より、三等八位四位より、三等七位四位より、四位下の最末位下の上、五等八位五位より、六等八位五位より、六等八位六位より、七等八位六位より、八等八位七位より、九等八位七位より、十等八位七位より、十一等八位八位より、十二等八位八位より、以上奏授して判授なり。あるいは、

軍功の賞のために備たる位階数、勲位にいふなり。軍防令に凡叙勲應加轉者、謂轉是不定之意也。假令元年行軍十級為一轉、二年行軍五級為一轉、類准其一定例、故謂之為轉也。皆於勲位上加若無勲位、一轉授十二等、每一轉加一等、六等以上兩轉加一等、二等以上三轉加一等、云々。和銅六年七月詔、史生以下、授以勲級本擬有功者。又唐書百官志に、凡以功授者、鎮戍一切殺獲、以功授者、謂授者、謂授者、謂

叙位を立てらるゝ事、これらこれ軍功の賞なるべきこゝろなり。唐書に
もこれを大賚と名づけ、後世にもこれにならひて、賞勧の書
にたゞ加勲の位あるこゝろにて、軍功の賞と偽るこゝろなきが、唐書
の略文を引きたるなり。国史に軍功の賞として勲位を授くるこゝろ
なしとたれか勿論のものなるべきや。かゝる事、既に略きて載せ
ず。軍功によりて文位を授くるは、世に八虎勲位八人をのぞくの外に、正月丙寅勅、云く、陸奥
国の功もし優なるべきにあらば、天平宝字四年の例に依て、皇化不芳一戦
按察使正五位下藤原恵見朝臣朝猶等、教導荒夷則従皇化、不芳一戦
造成既了、云々、宜擢朝猶特授従四位下、とあるは、鎮撫の賞なれば、唐書にいはゆる
以功授者なり。勲位とのこゝろは、天平宝字八年九月乙巳に、牡鹿連嶋
足授上忌寸刈田麻呂従四位下、紀朝臣船守従五位下、とあるは、島足、刈田麻呂
とこれ、勲位押勝の乱に訓儒麻呂を討ちたる賞なり。恵見を討ちたる賞なり。
尓散見したる勲位の人々、すべて軍功を立てたる人なり。
抑、叙位令に、凡、賞勲位の人、多賀城碑に大野朝

臣東人を勲四等とあるは、これ流矢にあたる賞なり。
以功授者とやあらん。古事記の序に、太朝臣安麻呂を
勲四等とあるは、壬申の乱の功の連署なれば、勲位を
賞したるなるべし。軍功の賞としては、天平神護
元年正月七日の叙位に、正三位諱、光仁天皇なり、云々、並授勲二等
（この勲位考は上廿八人をのぞく。）
五人とのべたるは、云々、授従三位池上女王勲二等（女の勲六等は上十
云々、その日の宣命に、仕奉人等乃中尓、其仕
奉随状治賜人毛在、（此日の叙位に、文位とも数多のひとびとに
云々、又御軍尓仕奉礼留依天治賜人毛在、（云々、これらとも、みな、勲位
とは、淡路の帝廃立のもとゝ恵見仲麻呂伏誅のもとゝ、

はてその叙人の中に男女ともに和氣王・山村王・藤原藏下麻呂なり。勲功いちじるきもしるされたり。光仁天皇・藤原真楯・吉備真備なり。これらの人、皆軍功の賞なり。必大將軍と為るべき事歟。事遠の國史にもえはなし。必殺獲の功あるべきなり。すべて女官は追捕したるかたの使なり。皆人をあつまもせん。賀陽臣豊城・豊城・豊城・

格い諸法度の書に所見なし。給ふ事なし。今條不
准據する歟。等ハ正三位に同して四十町。二等ハ從三位に同し
て四十町。三等ハ正四位に同して三十町。今條よりこれを見るに必位田ハあるべき
こと。官位なくして勲位にある人。食封位祿いふ事なし。
（食封位祿なくして位田をあたへるべきなり。）
（食封位祿なくして無故不上二年者則停給とあり。勲位に勲功のなくして
加轉をうけたる上日の勞をつむ事なくして下より一二とうとうる
寄はなし。）
度ハ永業田として上柱國十二轉（故十二轉ハ皇親の勲つ考ふるあたれり。）
三十頃。柱國（十二轉とふ事の勲二等なり。）廿五頃。つぎ〳〵減して雲騎尉武騎
尉（二轉一轉ナリ。）六十畝。いづれも上柱國ハ正二品（宗室ハ正二品後ハ
國ハ從二品。）にあたる。正二品の永業田ハ四十頃。從二品ハ
廿五頃なれど。勲位の位田にて減じたり。宗室ハ

ありなし。是〳〵しきりまして今文よりの勲位の
と位田のものとあり。食封位祿資人賜物なしの敕。
蔭子位子のおのの法。（蔭子ハ蔭子の事。今條を始きし格制にあり。）
六位内外初位及勲七等ハ年廿一。廿五為位分資人。（號日本紀養老三年十二月庚寅始定外
位分資人八年一替とある始といふ。）
もちろん。これいふ分
なり。なんぞ。何事にも不公平。長上番上のもの
へ。ゆえ。抑もろ〳〵の令條のうち。勲位の上日なき。上日あるハ勞を積て階
をもとめ。（格制
ふべき。軍団令。）
（大宝三年八月甲子。大宰府請有勲位者作番直軍團。考滿之日送式部。）
（慶雲元年六月己未。令諸国勲七等以下。身無官位者。
聽直軍團。續紀。）
散位永預選叙許之。
時務者。国司商量充使之年限。考第一同所任之例。
（式部式。）
（式部式。）
（式部式。）

うんも本文案衣服令勲位服色其制不顕即知一等以下不
帯文位者皆着黄袍也とあり。慶雲三年の史より勲位者不着朝服
之其當位下しるられしられも先格
制に黄袍の人は朱紫のるかをまーーーーたんいとつーーき事
なるへし。史より神護景雲元年三月丙寅勅近衛將曹従
六位下間人直足人等感倉風雲奮激忠勇超群拔衆斬寇
滅凶朕以嘉其武郎賞此高勲宜義服光榮容儀標異自今
以後諸勲六等以上身在七位而帯職事者許執弓笏并
用銀装刀帯等及元日等節着當階色云云。弓笏銀装刀帯は五位以上の服なり。三位以上は金造刀帯なり。これは勲位と一等
二等も行銀装と等せし。當階色とは官位に応ずる位色をいふ
事とき云云。一等二等は浅紫三等は浅緋なり。考云考は源鐵なり。京は京は浅緋なり。優賞のまれなれは袍の色

日々節日ことあれ他日は行縁なりしかそくは万
ノ人れ事をけれたるそ何のゆへいふ事をもつ寸けて
は位階はやく上れる世よりの法てあるつぬつよなのしそ
いつ云く叙する人をくなくなりたるて制あるも停ら
もしくあり寸。武文より勲位のすこえたるは弘仁貞觀
傳牧なる文そ代附勲位の人ありしあり寸いつよも滅
り絶しもしくし考はすいつ。

○親王の位階は一品二品三品四品次第より差降てきはも
よかるこ不なりでもい親王はたーーき皇親ていい
とーーーー

ほとんどいとも尊くてすちなることなかりしなる制度なり。
近代今なほ〳〵軍一品を一位に二品を二位に三品四品を
四位三位に上げ親王八品を七位に上げ公卿なりとも
位あり。（王八王公々八品なり。位なり。清涼殿大臣位にて位なり。某王と云ひて
公々といふ。王と云ふ称公々よりはるかに尊し。）
ひてよりつめ和續日本紀慶雲三年三月壬辰定大射禄法親王二品諸王品二位一
新中外院布廿端中院廿五端内院卅端三品四品三位一箭中外院布十五端中院廿端内院
廿五端とあり。（位のくだり考へねばなるまじ。）
三四品の親王八位次八王品の一位のよりは大対の孫数八ひしきよりの給禄なり
あるべし。親王八すべて王品八名。宰相と雖も位の差別なし。位次八侍従のと云へり。
位とは八朝参行立の順次なり。
もたらねば志ある人必ずしもわかるべくもなく位をいふ
とす官位令義解に親王称品別於諸王とあり。無一品
でも一品と一位とあるとす。三四品と三位とあるとす。

一品一位に的當せず何の料に二の名をもつ。親王
一位とせず諸王の一位に混ぜしめ名目を
へらしたるとす。諸王とまぎらはしてあるべきなり
て一品と諸王の一位とをいひてよりつめ儀式延喜
日節会條に式部兼録率史生省掌寄立標自顕陽堂北米
南折十五丈立親王標次太政大臣標次左大臣標次
右大臣標次大納言標次中納言標次
次米とりて料のためなるべし。元文武職事散官朔日
の親王一位大臣よりも絶席して上座なり。儀制令
義解に左右大臣見親王及太政大臣動座とあり。此
親王三品以上と大臣三位の人動座とあるとは

あるまじきや何事もしるかはさもしく恭差たるをいとたえん
もとるはしまめこゝハ何ものとてそめつ世まこゝの源ハ官位
令よ親王一品太政大臣二品左右大臣諸王諸臣正従一位
太政大臣正従二位左右大臣諸王諸臣正従一位
一二品と一二位とをあわせたれど一品を一位二位とをわ
ゝをあわせて八四品親王八公卿ホあるべきいとんうんうき
ものなる故位田食封の差降ものとよくハ由ニして據として
いあ流ものいて官位令のこゝろを流てさ惑とはこゝむ
ものこゝをあわせ世ゝこゝハ親王を位をしれと三公と一二品をあ
當し諸臣を位をしれと一二位をあ當して位人の不格よ

ものて同官ものこゝ当甲こゝをしれる人（下ノ二字ハ式文ホ親王諸臣ホ不ル）
王と諸臣とを左右ものて親王大臣ハ公卿（いあ左ものこゝあるハ品格矣ものこゝ親
臣大臣ハいゆ中ものて相敵せしるれば位こゝ方）尊卑と位をしこゝ
相ものあ官よ擬て位をしこゝ式部式よ凡諸王諸
臣任大政大臣者不得以親王為左右大臣但得任八省卿
云ふとこゝ西ものある故ハ中諸臣大政大臣親王左右大臣
よ位をる附て初ハ親王上こゝ位をれと妨をきう和
くをれと三公をものく官廳こゝきて政をる附お國八道
德をものて儀刑をる職をれと下ものしゆ親王こゝ
位臣のものこゝきよあわと位臣相國の附親王を左右
大臣よ位せこゝ八省ものこゝ官廳こゝしこゝ大

位と列席するものなきゆえ文部卿大臣の上
に列せられ妃殿下は親王と同
じものとされ三事の上に位し神祇六事の上に
位する不必卿を用ひべき附奏を代官とする例なり
儀式 延喜 叙位の條に卿式部卿の叙親王大輔叙三位以
上及四位参議少輔叙五位以上親王任卿大輔帯参議者
令権輔授之とあり江家次第に二省輔叙人参入先親王叙人の
次式部卿代此条後にあるとあるなり
諸王八天皇の親属にして世を人にいとなし
さしく天武天皇の四十八階まで八親王諸王位階とあり

ここに諸位とあり別にあるなり大寶令より諸位
例て親王と異なる制ありしかれども位人にあるなり
さて位とはまたれる事なり選叙令に凡應授者親王四品
諸王五位諸位初位以上とある文八親王四品にして諸
王一位これをはじめとおかし諸王五位はじめて諸位一位と行立
とあるべきなり故に事迹に三位以上を公卿と
いふとあり位次なるものなり平安朝に儀式
節會の標に見えたる次中納言標三位参議非参議三
位王四位参議少退在此列次王四位五位標次位位標次五位
標とあり公卿の位と王氏の標位列とをしるすとを

注せられたる王の公卿たるものは
かハらず。延喜式部式に諸王任太政大臣者不得以諸王
為左右大臣。太政大臣たる人は絶席の上なり。皇親の大臣は
右大臣と右を兼ねて。親王任左大臣者得以諸王為右大臣。但親王
諸臣不得為左右とあるし諸王大臣ハ諸臣大臣よりゆえ
なき事なれハの行立の標に。王四位参議ハ三位の列にく
しかるに恭議にそなるすれハ。四位五位よりくらいハ
位次よりし皇親と出りしにせられたるゆへ法皇
と別の位階にて王四位五位をしくたるをもてはめて
法皇位とられしに。本文儀式上に引り。衣服令に諸王礼服に二

位以下。五位以上。並紫衣とあるにても。諸臣の緋袍に
混ずるゆへ。江家次第叙位議に次叙
王氏在一品書。従五位下之次。書とは叙書に書のもとにもとの
ごとく。従五位下と書たる跡の次ノ行にくるべ
王氏断絶したる世なれとも。なほ実を失ひたるに
書於正四位上云々。法皇の位上なりし王氏
の従五位下と上なりしもの。故実資大臣説奇
の説もるとてりの行立の標に合符せり。中古よりハ花山院
源氏。伯に任して王氏に復す。王氏ハたゝれのごとし。法家の日記の
叙位のところに某王。延喜御後。某王天暦
ら後るゝあるハ他名にその人なしとあり。
此説たゝ、故実
此ゝにしてハ世数いくばくにすぎたれとも皇親の限
ハあるべからずとあり。選叙令に凡蔭皇親者。

親王子従四位下。二世王ト云フ。天子ノ曾孫。諸王子従五位下。天子ノ玄孫。古記ニ謂三世四世王ト云フ。其五世王者従五位下子降一階。庶子又降一階。王族ノ曾孫ナリ。これ九族ノ外ナレトモ皇親ニアラズ。皇親ノ名ヲ捨テ諸臣ノ位次ニトモラル。花ハ五世ノ王ニ及ビテ正六位上ニ叙セ

者始着當階之色列於六位之上六位の上に列なるの意なり（六位の上の下位五位下の上なり官位令文あり特に格別も立られず五位六位と雖も差異あり大夫とあらん人六位の列にならんかきもの）六位諸王着纁者次之（諸王の六位以上の位なるにより次之と云ふ）從六位下の諸王四六位上の位なるにより次之と云ふ從六位下の諸王四六位上の位なるにより次之と云ふ纁といふは今義解に三染絳也とあり絳の字は今朱綬といひて官換非違使大夫外記史なども着る色目なり衣服令に凡服色白黄丹紫穢芳緋紅黄櫨纁補陶緑紺縹云々如此之屬當色以下各兼得服之とあり六位以下着るべきなり王氏を優して服色を換られたるなり服色を換られたるなり諸王の

六位の上なるにもあれ六位は六位なり大夫にあらず朔参堂を吳下に宴會席をもうけ寸度の制度八親等の恩とすべし四世王八天皇五等の親九族の中に何事なや次に延暦十五年十二月九日勅に（令集解）皇親之蔭事異令條而宗室之亂枝族已衰欲加榮班難可開及是以進仕无階白首不調春宮亡此實合矜恕宜其四世五世王及五世王嫡子年滿廿一者叙正六位上但庶子者降一階叙自今以後立為恒例とあるを五世王以下の從六位下としてあるをもうして階を進めらるべきなり同十七年同五月廿三日

の勅よ。これと素伊よりも。依令五世之王雖得王名不在皇親之限爰
遂慶雲昇居親限如聞頑商之輩尚矩嶽禄携養庸流
名為已亂遂附屬藉以汚宗室非徒速禍於一己同系延纏
於七廟朕所以丁寧過於再三曾不改悟弥長奸濫静言
其弊深合懲清宜停後格一依令條云々とありおし
て世数を令條よりもれたりとして四世五世王に賜縑の六位と叙
どころなしし十五年の格のまたなりとして類聚国
史よりはしりの叙位を載せたりとる亦六位の王氏も数あり。
嵯峨天皇。ふるよ姓をたまへりしより。親王の子の姓ぬりし
めくたりきやうよりたりて男のうきりを源平なりとなる

延喜天暦のころまでたりて世数をたりて親ある人
位ある人某王とみなる人しも宮家と姓のうくぬるとあれ
三世四世のおやきこころあるこころあるこころ次天暦以降に断絶したる
しやうとたりこあるこころ次の事の次第うらうらもも賜
女王禄儀とあるに男王の儀なし（女王ハ親王のみ名くぬるすて皇親のまくなり）
法師の位階を僧綱を置しくく後も道徳を崇ひて
位階のはしくくもりしくくを天平寶字四年よりはじめ
て此事あり。その中に傳燈位あり。傳灯入位。傳燈位
位。傳燈満位。傳燈法師位。大法師位と。次第昇進。修行位
あり。修行入位。住位。満位。法師位。大法師位（大法師位と上ハ僧綱と云）

大法師にして伝灯を授くるも修行を経て昇る一階に変史より延暦廿二年大法師善謝とこゆ。はれと唐任の位号を添て呼しかや延暦廿四年修行大法師栄奥傳灯大法師勝虞をもこえて大くに八位定をり。と昇進す。機根よ遠くて恵業伝灯行業修行と方ときたる之修行位を経て更に伝灯を授るよあねと名八九階にて。さ貴八五階に。これを俗位よあつるよ大法師位と四位よ二色の法師位と五位よ。下ちりる史の文よ勘授とあり。満位と六位よ。任位八七位よ入位八八位よあつりて。下ちりる本文よ奏授とあり。上階と判授とをす。ちるに当る八大ちいも貴賤のあつること。大法師位と僧中の一位をり。官位よあつられとして一位二位三位八をて官位よりかとあつることあり。拾芥抄よ。職原抄の地くよりたるあるも此文あり。珍敬抄よりとるをること。延暦十七年九月九日。治部省解。けあらりの文をるるを。僧位與俗位相當。僧綱縁備僧位有五階。入位住位。満位。法師位。大法師位。即准此。又無位僧當八位。無位僧を八位とあること何其をいとよりこと撰舞大臣のまとこても叙位なきにおハ無位と位と位とこと位泥あり。位泥はちんりきりハ無位と云る一。入位僧當七位。住位僧當六位。満位僧當五位。満位八奏授也。五位の奏授あるへきこハ称呼のはるも。入位住位満位とは似て法師位大法師位とは似ちえ五位六位の差別て。總備をるはまこるそこ。住位僧當六位。法師位僧當四位。大法師位僧當三位已上とりふしふかたくり。延暦の比く失誤すへきこと。文章も古体をす。此解文を偽造をり。そこちるる世まりて。あつて採載のひくん。此次よ又一説あるハ延暦の法位僧綱と同く別系行立する事あるへきあつて何位あつてしたしく用なき事をれと。法をれ書後の分を立てやいと

天續本紀ニ天平寶字四年七月庚戌大僧都良弁少僧都慈訓律師法進等奏云良知泝酬勲庸云云僧位の恩賞なり いへるなり 無用證真之誠不差行位詐勸流浪之徒今者像教將季緇侶稍怠若無褒貶何顯善惡況請制四位十三階 四位云云入位 任位滿位法師位とは三位の位なり各この位階ありて十二階 別に大法師位ありて十三階 と三位云云これを方云云これを四位とあるなり

大法師位 修行法師位云云滿位 住位云云入位

誦持法師位云云滿位 住位云云入位

この位階を用ひられざるなり二も力階なり

以後三學六宗就其十三階中三色師位并大法師位准勅授位記式自外之階准奏授位記式 勅授は四位六位なり云云 叙位節目具列別紙 別紙は各叙位階のなかにまたがるよこの名の位云々解云云 云云あらはしてしるべきなり

勅報曰省來表賀示勸誡緇徒實應利益分置四級恐致勞煩 四級とは四位云云入位 位位滿位法師位 傳灯修行唱持三色 四級を分置てし名称多くて勞煩なんと云云すなり

云云 叙

故其修行位誦持位准用一色 しかれども修行位 誦持位用 られざるなり 修行も誦持もひとつ業なり これを不為數名若有誦經忘却分なんや 業と經業なるもなるべし

戒行過失者待衆人知然後改正但師位等級宜如奏狀 法師位 大法師位 勅授滿位 奏授と位のまゝなるべし とあるを本據として分ハはるめ

法然外ハ天平神護二年修行進寺大禪師基真とは

あり 回史 ゆゑの位なりとなり寺院のまゝなるべし

天長九年、円講傳燈入位僧、定とゝふあり。類聚国史この円講ハ何のゆゑあんなるゝ寸。又俗位を授ひたるすしを。天平元年八月災変ゝゝ又勅唐僧道榮、身生本郷、心向皇化、遠渉滄波、作我法師、加以訓導、子出令献、大瑞宜擬、従五位階仍施緋色袈裟并位禄粁一依令條ゝ史ゆゑ。二色九階の位ゝ八ゝきゝ位禄のゝ寸。擬八ゝゝ寸ゝ。天平神護二年十月ゝ。圓興禅師を法師ゝ。詔ゝ法師ゝ位ゝ八ゝ職ゝ。位八正四位上ゝ。基真禅沙を法参議大律師ゝて正四位上を授ひ。ゝ。史ゝ。黒衣宰相ゝて。弟機ゝ頑参ゝ。

道鏡ゝ改ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。神護景雲二年、大臣法戒、准従三位、賜封戸、大臣法均、唯従四位、ゝ。事ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

位を授けらるゝ例なし 傳灯位大法師位 とゝ云へ共傳灯し修行八已上なり

類聚國史に修行法師光曉 延暦廿一年 修行法師、定天長八年 なりとゝ云へ共 傳灯修行二ともあるもあり 延暦廿四年 修行傳灯法師位聽福貞觀三年に傳灯

隆り賢大法師眞如なりとあるよりこれ

よりの入位位に叙せらるゝ事となりたり 八位階と容易に成り六位以下八位六位上一階に昇り同じ

斷絶して傳灯位のみ

位に三階なり 史三代格に見えたり 貞觀六年二月十六日美濃國類聚

滿位なりきはめ

定僧綱位階詔曰國典所載僧位之制本有三階滿位法

師位大法師位是也 本割に二色内位なり 三位以上なるを中位 割及び 奏法の文に云へる奏法の文なり 奏法の文を云へる實なり 有司の誤なり

僧綱凡僧同叙此階位号不分尊卑

無別論之物意實不可然仍彼三階之外更制法橋上人位

法眼和上位法印大和尚位等三階以為僧師以上之位宜

法印大和尚位為僧正階法眼和上位為僧都階法橋上人

位為僧師階とありて二樣の位階を設けたり此位は

普通の位法印三位法眼四位法橋五位凡僧六位 凡僧は凡僧なり

六位なり 寺位なり 位法なり 差別なり なり

十一月廿六日左大臣定奏鑄錢司所進新錢依例可班佛

神事 云々 廿八日左大臣令申云々 一日奏僧綱可給餞狀

僧都一人 僧都淮四位 相當法眼和上位 律師淮五位 お為は僧 上人位 仰依

請とあり これは恩賜のなり 的中の沈 云々あり 淮

擬して知へきこと也て世法印考の三階に僧綱まを叙
せる割をもて非僧綱に叙せらるゝ事なり
史元慶七年三月廿六日壬辰勅授延暦寺座主傳燈大
法師位圓珍法眼和尚位（法眼もおなじ位なれとも位を遷しなる人昇をもてあるなされ僧綱の位に叙したるなり）
き紀授ることあるなり）
事ハ法眼法師位なり僧綱の位階
ハ法ましまさるなれとも位階を容易
にせらる事なきはまたなり元暦文治
よりこなた禅宗浄土宗真宗時宗日蓮宗なと
流派の宗旨いしきし和尚といし（法眼和尚僧和尚ともあり）一宗をなしたる別称なり上人
なと

（法橋上人位の上人とあるは一宗をなしたるなり）禅師國師なと私に称号を設て公に
法中せしめて勅許あるなしなり実録也ましなり
なれ共言天台なとを篤風を具しなれ御堂の令
旨なし叙位せしなれ共なして（次第官にいふ律師少僧都法橋大僧都法師なとなり）
すきしなれ共寛平の永宣旨なしなく沙汰せらるなく
とも勅して僧正に位なる日令旨の官を用し法大僧都
法中某として法僧正なとせよと宣下ある事なれハ公
方なしきたるなるなるあるなり
ろか令旨の僧綱なある事なり
○神階し四品以上冠階（文徳実録天安元年六月壬辰在五位以上備中國四品吉備津彦神授三品）

十位階正六位上に階すべし十九階あり。これ今條の制度なり。天平勝宝元年に東大寺八幡宮に位階を授けられたる史、十二月丁亥大神禰宜佐太朝臣社女、拝東大寺天皇大后亦国行幸たまふ。因奉大神一品比咩神二品たまふ。二年四月戊子奉充一品八幡大神封八百戸、位田八十町、二品宇佐貴神封六百戸、位田六十町（一品八十町、二品六十町とある割合の数なるべし）。世代神田神封をよせらるべきことなり。世代神田神封をよせらるべきことなり。世代神田神封をよせらるべきことなり

ムかへ　内記式に神位記式勅に与位基神、今奉授某位とあり、位こゝふ
奉宮を次へ乃中にてもこれの位に更ケるなり　位こゝふ
に別系行立の次第なるに神ハ神〳〵おほせ出る親王
王ハ位と爵とを人神をつゝねるなり　正直下
退〳〵のゆへきこゝもわゝ　位田こゝふに奉ゝ人ゝ
もわゝ上中下退〳〵ふゝもわゝ　位録に神〳〵に別系りに神〳〵ふ
やゝを〳〵〳〵八上より次へきを初めつゝ　位田の方き
もゝきこゝけゝき事ハ今〳〵　称呼に同〳〵て
と号く神祇の五位六位ハ親王四品〳〵諸王の一位より
王号くおくゝます　ハしけを一品親王一位大臣に六位
の神を拜〳〵ゝ人〳〵　奉礼ゝ〳〵ふ〳〵今〳〵　神を神
人〳〵人差別を厳を立ゝ　位田〳〵　経信卿安集〳〵　赤勲院

のこゝゝ〳〵れ何人ゝまいりの〳〵きゝゝ世の社の前ゝ大臣
正達部みな車より行ゝ〳〵れを宮司を出ゝて
ゝくめさせゝ〳〵へ〳〵ゝを〳〵ゝ　宮司ゝ出ゝて
王殿ゝ行ゝ宮司ゝ　ゝ経信卿を車ゝ
ゝふゝを〳〵ゝ〳〵ゝ　ゝ人ゝ〳〵ゝ
ゝ行ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ　ゝ〳〵ゝ
ゝ〳〵ゝ八藤ゝ〳〵ゝ　ゝ〳〵ゝ
の文ゝ大宮女院の〳〵ゝの人ゝ〳〵ゝ　ゝ人ゝ
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ　ゝ〳〵ゝ
人ゝ〳〵ゝの〳〵ゝ　ゝ〳〵ゝ

母の中へ告げ遣せし心得へ危いかな〻〻〻といい
遣はしもしく母は納言の妻なれば
とあるきたるもの〻人も多くあり
ものいひのこゝろのもとまりてせしはあり
ものあるやうにもれ聞こゆ
よりあるすべき行ふ所なり
〻〻は一條院の御母
宋改大臣なり
あるまじきなりして車より
はしし神しるし
あらぬとあるハ
位以下逢二位五位以下逢三位以上六位已下逢四位以上
位已上逢五位以上皆下馬餘非應敬者
伯叔兄舅
皆不下
ハ神人人類を見て
海人きあり今時の事を
ふも門外八條の公路
へきあり定め下車せ
位作ん人を辨せ
人こゝるせんし不敬
一位大臣の第宅の前

次、式文ハ途中より親逢ひたる時のはらひ、はく刑義なる
をも細あるをもはらひ、はらひ又途中の礼
節として論せん（唯猶の倒まはしなれども文をわかつ）四位の少納言二位の下
るせはるハ非参議の二位の下へ火ほとりてハ当司の長
官式文を應敬者とある人うやゝ下馬せはるやゝ
まやはれとの式の下文を應下者乗車及陪従不下
とあれを二位と四位との流ハさ乗そうし此據とせれ
まうハいうしあるへきを似ある神を人のはらひをも
ゆるそはまをそはるあるひんへはけをきをはるをり
くアゝ乗るを世のはをを人はへんをあやまるを事

なれとも後世いうとあやうしてをん神を崇るゆゑ
幣ハといしは下ハ孫をゆゑ孫ゆゑ孫ゆゑ祈
年穀奉幣ハ頒のして孫ゆゑ孫ゆゑ孫ゆゑ
云類懲備をる事なれと神と神とをくをうはを
事なをを神陪人陪をる故ハをうをしそし是
は神をいはまいのふあまあふうる事しいてきをめ
つる本をれと日本紀ハををを故事をし陪法の孫
ハ二
をの事ををを重ハ孫命ハを神ハ神
ををををして奇く姉ををるものをわををいやま
ひまりてをうをまをよ尊鄙の陪級をはんり

まうせいをとしうんす。おのれ愚にして
正明の惑の深きことあるべき。古賢こ

文化二年七月廿三日浅草園に書あつめし記文宝右
ものもんをもて校せり

石原真東門正明述

書肆

尾州名古屋本町通七丁目
永樂屋東四郎

古事記傳

附三大考目録類字四十八冊　薄用摺十五冊

本文古事記は上巻三巻にして上巻は天地の初發より鵜草葺
不合命の御代に至るまで所謂神代の事を記し神武天皇より推古天
應神天皇まで中巻にして仁徳天皇より下巻にて三十四代の御記なりまた
皇に至りて止る以上神代及三十四代元明天皇に和銅五年太の朝臣安万侶の詔を奉て
天武天皇御口授りて稗田阿礼といふ者常に誦熟たまひそれを上ものし
ほ勅語の奮辞のまゝを撰録し先たまひしたらむ人のかきり先いや
く尊き國史なり皇國に生出たらむ人のかきり先いや
さきに拜見して純實の古傳を窺知て皇國の世界万國
よ勝て吾國は君ふり餘國は生たる幸と喜べき支由と心得神を貴
み上を敬ひ其身の皇國に生たる幸と喜べき支なりき
み難く味ふにわたりて此記は辞ふるく趣今と大異れば既より讀によ
ど此記は辞ふるく趣今と大異れば既より讀によ
り書名元々集ふ引もあれど今は古事記の釋同釋注れ
日本書紀は末書多けれを此記ふ及がされむしそはに
世々の先達儒佛の見解ふて取あつもたるのみな

れを却て支の妨にの人を曾有の學を凝し本居先生深く
患ひ高く志と立て古事記注解と三十餘年に
工夫成就したる一世の大著述なり普く古事記に
ふべき考傳とたしるしたる名らを
古傳を辨じ載て普通の注解と
ら彼の漢書なる易詩書春秋等に
や上代大簡なる本文を細に後世に
○六國史の首なる日本書紀あり聖德太子の撰たまへる
奮事紀より其二書と古事記に傳かれ
たる支此書一の巻ハ論辨あり先巻首古記典等に總論
いてき國史を置て言事を記さむとあを朝廷ふてこ
れより日本紀修撰の數多し頃古記あまさけむと知れあり
さを書と以て古天皇二十八年聖德太
子蘇我馬子の大臣等の造國造
百十部并民等の本記又天武天皇の記及國の記臣連伴造國造
と以ふ
もの
なるべし
今の世に舊事紀
ふ
川島皇子等十

二人ふかせて帝紀及上古諸事を記定しめ給ふと
日本紀にいへり
元明天皇和銅四年九月十八日太朝臣安万侶に詔おほせて此古事記を撰録しめたまひ同五年正月廿八日功
終て奏進と本書の序文ふ見ゆ日本紀ハ同天皇の養老
四年ふ成よし續日本紀に記されたれど此記よりハ八
年おくれさて此古事記ハ字の文もかざらぬを
ら古語をひ孫とし古の實れあるさまを失はしと動た
るおそのおろより漢學さうに行れて何事もかな
たのさおのミうらやミおのみ日本紀ハ漢の國史ふ似
さをバそれと悅び此記のすみやかなると見てハ正しき
國史のさまるらぞとしてさらぞなり世の人彼をのミた
ふしみ用ひ此記ハ名をだかちらぬも多し。以上取註又旧
事紀の偽書たるよしをも辨ぜられそりその大略に今
あるも旧事本紀十巻聖德太子の撰ひし真の紀ふ
世おほ非ず後人の偽輯さるものふかして古事記と日本紀を
取合せ又往々古語拾遺をしも取きり但し三の巻の饒
遠日命の天より降り坐時の支と五れ巻尾張連物部連

の世次と十の巻國造本紀い他ふ古書ありて取るべ物なるべし。以上取捨

しらう○或人古事記成て後八年を経同天皇舎人皇子

ふ日本紀を撰びしめのひしハ此記あやまりの故ら

との疑問ふ答られさる論弁ち本書ふ委し○古事記よ

異本ある支世上流布の本二部ありて一ツを伊勢度會の延佳

神主の鑑頭本誤脱訓も直されたをど己がさう

しらとも加へ一字も私に改ふりと見えて中々の良りの

この外ふ先生らくして得られたるが一部又延佳神

主異本どもを比校して書入らをさるとは其も写し

たる本又京桂井敬義の藏書これを寛永板ふ大うさ同れ

じ又マガ尾張名古屋大須真福寺の本誤脱ハ殊ふまげ

られど奇き異本ふこをうれ用捨し訂定し本文に立ち

らも大字ふて書し訓ハ更ふ古書と證として厳密ふ考鑒

しこヤくく傍假字と施さたれむよむ人此訓を誦習の

文字をよく見覚えさて傳ハよむべきく○此傳著述の

年紀ハ伴の信友主の鈴屋翁畧年譜に明和元年三十五歳

にて古事記傳の稿を始そ歳の時上の巻の傳既ふ成ふづうらち彫ふさとかきうひ

寛政の始の刻成というのふしたヒ年寛政四年六十三歳中巻

に傳成又さ年と同十年六十九歳ふして下巻に傳成辛

後文政五年に至て全部刻成

此書を古訓を解し古意とさとさをたろハちとりふて

そべていさくうのをとをくくしくつまびらかにあげ

つろひて古學の趣まさ後れ世の辞れさまでさまま

へおうれたる書紀をはじ先とろの古書ハ

さらふといくそず又後れ哥書物語書を見るにもワきま

ふ屋きそお任けをバかハ〜をくべき書を

ろよし附巻目録凡例の末ふ子息春庭主記し置れさり

一巻

古記典等捻論一　書紀の論ひハ　舊事紀しふ書の論

記題号の事　諸本又注釈ハ事　文體の事

假字の事　訓法の事

直毘霊　一巻終

此書ハ道といふとれ論ありと注してもが神道の本意と本

文ふ述自注ぜられたる古人未発の明弁にて當時より後々

まで諸家ふおいて議論少〳〵さまゝそハ皆取ふまたらぬ事
更にて此書ハしゝと学者必聞記して常ふ口熟後世と教導
向專要の文章なり

二巻　安万侶奏上の序文と載てくゝしく解る次ふ系図　二十五丁オ　古事記の
　　きゝりの神人の系譜ふして間論注と加ふ
三巻　天地初發の段　一丁オ　神代七世の段　三十三丁
四巻　おのごろ島の段　一丁　みとのまぐゝひの段　十四丁
五巻　大八島成出の段　一丁　諸神等生坐の段　三十丁
　　伊邪那美命御石隠の段　五十丁　迦具土神被殺の段　六十九丁
六巻　夜見の段　一丁　御身滌の段　三十七丁
七巻　三柱貴御子御事依の段　一丁　須佐之男命御啼いさちの段　十五丁
　　御宇氣比の段　二十九丁　男御子女御子御詔別の段　五十八丁
八巻　須佐之男命御荒備の段　二丁　天石屋戸の段　十七丁
九巻　須佐之男命御被避の段　二丁　心俣とろちの段　十三丁
　　須賀宮の段　三十八丁　大國主神御祖の段　四十九丁
十巻　稲羽素兎の段　一丁　手間山の段　十四丁　根堅洲國の段　九丁
十一巻　八千矛神御妻問の段　一丁　うきゆひの段　二十八丁
　　大國主神御未神等の段　五十六丁

十二巻　少名毘古那神の段　一丁　幸魂奇魂の段　十六丁
　　大年神羽山戸神御子等の段　二十八丁　天若日子の段　十五丁
十三巻　國平御議の段　一丁
十四巻　大國主神國譲の段　日向宮御鎮座の段　六十五丁
十五巻　御孫命御天降の段　一丁　猿田毘古神阿射加の段　八丁
十六巻　猿女君の段　一丁　木花佐久夜毘賣御子産の段　三十七丁
十七巻　大山津見神詔の段　一丁　綿津見宮の段　九丁
　　御幸易の段　一丁　鵜羽産屋の段　六十一丁
　　火照命奉仕の段　五十三丁
十八巻　鵜草葺不合命御子等の段　八十九丁
十九巻　廿巻　白檮原宮の段　神武
廿一巻　高岡宮の段　綏靖　一丁　浮穴宮の段　安寧　七丁
　　境岡宮の段　懿德　七丁　掖上宮の段　孝昭　十七丁
廿二巻　秋津島宮の段　孝元　三十四丁　黑田宮の段　孝昇　三十八丁
廿三巻　境原宮の段　孝元　一丁　伊邪河宮の段　開化　四十一丁
　　水垣宮の段　崇神
廿四巻　廿五巻　玉垣宮の段　垂仁
廿六巻　廿七巻　廿八巻　日代宮の段　景行

廿九巻 日代宮の段 一丁　志賀宮の段 威夢 四十七丁
三十巻 三十一巻 訶志比宮の段 仲哀
三十二巻 三十三巻 三十四巻 明宮の段 應神
三十五巻 三十六巻 三十七巻 高津宮の段 仁德
三十八巻 若櫻宮の段 履中 一丁　多治比宮の段 反正 三十七丁
三十九巻 遠飛鳥宮の段 允恭
四十巻 穴穂宮の段 安康
四十一巻 四十二巻 朝倉宮の段 雄略
四十三巻 甕栗宮の段 清寧 一丁　近飛鳥宮の段 顯宗 四十八丁
廣高宮の段 仁賢 七十丁　列木宮の段 武烈 七十六丁
四十四巻 玉穂宮の段 継體 一丁　金著宮の段 安閑 二十三丁
檜垣宮の段 宣化 其丁　師木島宮の段 欽明 三十四丁
他田宮の段 敏達 四十八丁　池邊宮の段 用明 六十一丁
倉椅宮の段 崇峻 六十丁　小治田宮の段 推古 七十丁

板元　尾州名古屋本町通七丁目　永樂屋東四郎

萬葉集畧解　三十二巻　薄用摺　十巻

此万葉集は上古雄畧天皇の御代あるより後て寧樂朝ふいたる迄上天子下庶人ふ至まで長哥短哥雜哥躰何とれも種々の哥を廣大ふ集たる所謂古躰の哥集の大成るもの也○万葉集に万葉考に万葉とも號たるを加茂真淵翁の万葉考に万葉とも號たるを加茂真淵翁の大人躰ふ万葉を荷田の大人躰ふ万葉を數の多かる也葉を詞にて哥をいふ世の意れるふ依つれどもいろハ字を借しのミ也葉と哥ふよせずバ何を集るるやも聞えじ○集たる人ハ題も同書に高野の御時天孝謙皇橘諸兄の大臣撰をたまへる中世紀ヶ物語ふ見ゆ高野の御時より前聖武天皇の御代ハらんとおもふ事ある也諸兄の大臣の撰ぞちふも古へ〻いひつたへしふく實ふさ〻けらし普通の說ふも孝謙天皇の勅と奉て撰たまへるさまとも諸兄公薨逝の後れ哥ふさあれを或を家持卿の增加あるとも心ひ又諸兄公りハあらバやもいひ種々先達の說ふれど加茂の翁も真の万葉集といふを今ふ考る二

十巻の内ふ六巻はうりて其餘を万葉といふもの
らざるよしをいひて上の如く諸兄公の撰ふ治定せら
る○惣哥員の事ハ雲の御抄に四千三百十五首袋草紙に
四千三百十首ヤうり○加茂翁新に改めらもたる巻次
一の巻二の巻と大きなる宮に振古今のごとし今の十三の巻と三の巻
と八ぬしるもじ宮五風きと大きなる宮に振古今のごとし今の十三の巻と三の巻
十一巻を挙て巻を結びたるなるべし今の五の巻ハ山上憶良
十二集ふかたろめる体長うの奇ら時代と寺四の巻五の巻古き東哥
六の巻ハ今の十四の巻ハ今の
大夫の家の集今の七の巻十の巻ハ哥も斯古く集ふ人の集めさ
他とかりて此二巻そうさむヤし誰ど一人の
なり今の十五の巻ハ新羅の御使の哥と中臣宅守茅中
上の娘子の贈和今の十六の巻ハ前後由縁ある哥ふて中
ハ戯笑躰とのせさるゞ中に河村王大伴家持も入る家
持家集の中ふもやあらむ今の三の巻四。六。八。九。十七。十八。
十九。世。ハ家持の家集の考今の巻次と微細なる事さがうりゆをふ加茂翁
巻の五と九の巻と今の十巻とヒの巻と今の七を八の
十五と十一の巻と今の八と十二と今の九と十の巻と今の巻次
万

と今の三と十四と今
と十七以下今と同じかくあれや此畧解にハ今の教
の次ふるせるも年久しき事れば始本のまゝつ
ふるよし九例ふ、ろ
いつよしく○此注解ハ万葉考同別記の
説加茂の翁の家ふつどひしけりらひしを
よして翁沒後ふも友達論じあうエ考得そりと思
もヤしてひもと人々のいひ出せるに翁の考もらされしと思ふ
とハあげつとおもと九例ふい〜ア又契沖法師東方呂
本居の先生の説とはまさ采録し千蔭自己の新説もを
くれらび○枕詞の注ハ冠辞考にゆづりて畧しそれ
ふもまるも附録ふ注をるよし也○異本校合ふ用ひ
たるも

○古本東丸の本えら
○活字本一よの本つねの活字本。伊勢。國
人のもてる一本元暦元奥書校合せし西記本ふり校合
○拾穂本季吟の校合る外ふ。古葉畧類聚抄春日の若宮つし神主藤原の祖江祐田茂世葉長縛の写と上
○古葉畧類聚抄春日の若宮つし神主藤原の祖江祐田茂世葉長縛の写と上
○官本東丸翁茂の東の考御葉抄加る
又此畧解作者橘千蔭と助けるし多るえ平の春海源の道彦
源朝弦の三人なりけるよし
○二十巻目巻

末ふ此万葉集畧解をバ三十卷寛政三年二月十日より筆を起し同八年八月十七日ふ稿成きてさてあよび考へ正して同十二年正月十日まてふみづうら書畢ぬ橘千蔭とありて影下も一つ筆かて終十年の間に大成せるもの也卷首ふ寛政三年三月ハ五日自序ありて次ふ凡例ありて○此書畧解し題すれやと諸本と比校し訓を訂正したる事叮嚀文質極て勤多るものふして諸注解の謬誤を改めたる初心の輩ふも會得し易く平假字ともて取近き言語つきに書綴ると以へやも野鄙なる事れく大簡ならバ駁雜るらず仙覺の抄ハ古風ふして哥を解く ふ益ぬく圓珠菴の代匠記ハ精密ふ過て讀ふも暇入り其餘諸名家の注釋少からねや此ふ得れを彼ふ失ひ此畧解のごく全備しさるものを見ば

板元

尾州名古屋本町通七丁目

永樂屋東四郎

三大考

鈴屋翁門人服部中庸著○天地國土のいりかさ其生出たる初發より今め如成堅たるまでの趣を神代固有の傳ふもとづひ深く考へ得て仮ふ新ふ十の図を設け委細に説明め古来の大疑を氷解したる前人未發の卓論ふ平田篤胤翁の著さもたる霊柱と云書と專ら後ふ此三大考ふ原きて述られつらむと覺ゆ抑三大とハ天地火風を四大と称そるふ准へたるの三ふして佛書に地水火風を四大と号るべけもゆ佛説とハ天地の異ふして漢儒の説ハ表裏せ但後世に開けさる西洋の測算ふよれれど是便自然にさるべ神代の傳のもなかところし○神代ふハ天地泉相互小来往したるものの通達なるを後ふ此三大魂魄ふらでも支る由るども此考と熟覽を露不審き支る西の國々の人どもふさやを深く物よくかむ跋ふれふしへいまざえうむ

ゞへ出ざるし支をしめづらうりを考へ出たるかもく

をしくも撃出るうものかくてたゝ高天原も夜の食国
をいぶうしきくまれくハいうつびぬをゝゝと稱せり
もて古事記傳十七の巻の次に附らる

神代正語　三冊

書名かみよのまさゝと訓ゞし○上代の文ハ上代の
語もて語傳けれゞそれ記せる書ハ皆漢文なれゞ文字
遣ふ拘らひて古言を失ひ古意を知ふ害多し古事記ハ
古言を傳ふるを旨とせしもたゞバ文字の傍ふ片假字
つけて皆古語に訓返されつゝど讀者を猶文字ふ目の
つきて訓のおろそかなるをうゝひ神代の巻
だふ殘らず假字ふ書なし初心の輩ふよみ習をせんと
おもひみがら順経しを門人横井千秋主なるし心ふ
おもひ發して此著述を請きけゝバ翁甚悅ひ寛政元年
四月五日のゝどにかゝ終られたるよし序文ぬと巻首
よも見えたゝ其斡裁ハ神代の巻を古事記と書紀とを
合せて文のおもふきいやしも異ならぬハ古事記よよ

てい さ うのたゞひとを二無別ゝハあげゞ同文の
異なるを別ゝよりげて又もかくもあゝとろるし古事記
ゝもれたる文を書紀と取て古語ふりへしてあげとの
二無ゝハかれさる文の異古書ゝみえをるとも一つ二
つりげらもたり神名地名をべて物名ゝ文字ゝて出る
し一々訓注を附清濁のさゞり尤嚴重なゝ○初學の輩
も先此正語をよみ叩熟て古事記傳をもよむ時ゝ學業
の本末多しく軽卒のりやまちぬうんうし○遠江
人彩田土満序横井千秋主駿あり

出雲國造神壽後釋　二冊

往昔年々二月三月又正月四月さゝ月ゝらの頃出雲國造朝
廷ふ參ゝて物献りて神壽といふとゝと奏ことゝ有其儀式
うゝそめの文ふりらびをの神壽の詞を延喜式八巻祝
詞の部ふ載られて詞ゝと調ゝといゝ古く他書ふなき神代
の傳も殘りいゝしくゝたゞたき古文章みれバ加茂真淵

翁の祝詞考ふ深くめでまふとみこれを鑒やしてぞ祝詞をもじめ万の文をもかきつべけもとをるされてよを世の人うりうやうの名文ゆるとを知そめ本居翁もいよ〳〵尊ぐれて此書の末ふ古風の哥をもろされさて○後釋としてし祝詞考の後の注釋といふ支ふて祝詞考の文と悉あげ頭書とさらさずうつし出し次小考の誤りを理て自己發明の新説を微細ふ記さる○寛政五年九月出雲國造俊秀主序ゆり同八年刻成

御遷幸長歌

折本一冊

天明八年正月晦日内裡炎上寛政二年新内裡造營成り
て十一月廿二日遷幸ましまは翁今年六十一歳都ふ上
て御うつろひの大御よそひを見奉てよまれたる哥并
反哥二首なり御行列のいわてさま眼前ふ見るごとく
よみなしたる古風の長篇にして長哥よむ手本大れよ
まさるハゆらじ大舘高門御遷幸をえ拜まぬ田舍人の
たゆよとて木に彫しひ

三代調和歌類題

六冊

三代とハ古今集後撰集拾遺集れ三代ふて大うと同じ
風調の哥ゐて詞も調もゆうぬ支るく哥の意雄々しくも
やさしくもそべて花も実もそれとてこれと大空の
月ふゐと一代々にくらぬ詞の鏡るもハ定家卿の詠
哥大概よも詞ハ三代集といづゐからしハのたまひ
きてたてさもバ此類題ハ此三代の作者の哥またよ
み人れちらもぬも三代の作者の吟つきをるきハり
さず三代集くるとよりふて世々の勅撰古今六帖菅家
万葉哥仙家集夫木鈔るどよてぬき出しえらひ集め哥
ふ隨て題と附もども原書の詞書ハ省ゥず四季恋雜に
類題して初学の手本ともるしたるくことハ三河の國吉田
の城ゐる岩上氏の家ハ自登波子といふ哥よみ文かき
ゲえらみふて女ふハ免づらしき支べ但しくそどてそ
そめたゆハ夏目甕麿定りか泳つる支とひあくせたる
く中山美石實相院の故道るどのよし文政四年六月う
れとる本居大平主の序文ふあて今や都も鄙も哥道盛

小行きて初学の見るべき為として類題のあまた出来もど大うさえらミ躁よて哥数のミ多きも風躰のようらぬまと写誤などまじりて害ふこそなれ證例ふもひかもず座右ふかきても益ある支るし抑哥く詞やさしく心それやに品高くこそよむものみるとき人ふまさらむし新奇をのミ好むときハ姿も詞もいざさまも異様ふのみなて行てこもハ邪路ふおちいりぬ支るき三代調とよみそらんれぞとも云くと此あうぬもと三代調類題とのミあるじて詠哥修行あるべきを見易らんとてのてざなり

と和哥のもじ入たるを見易らんとてのてざなり

巻尾ゑ文政五年春松齋藤井高尚ぬし跋あて

江戸職人歌合　二冊

東北院職人哥合鶴岡放生會職人哥合などの風ふ倣ひ江戸當世の職人とあつめそもらが七月十日浅草の観音堂ふ通夜し月ゝ恋ハ題もて哥よみさるを左右につけたるがひ名も自ら哥よゝ判者ゑもるて勝負とつけたるやうにつくてふしたる戯華ふて難陳もあり哥も例のとく俗談をまじへあるが今の狂哥者流のえせ哥ゑもあらぞ上手のロつきいちゞるく画も加へたるふそのさま見るゞとしいや〳〵興深き哥合ゑて

一番左名主　右大屋
二番左儒者　右医者
三番左八卦見　右人相見
四番左いちこ　右願人
五番左青物賣　右魚賣
六番左虫賣　右苗賣
七番左馬方　右車引
八番左呉服屋　右ふゝぎや
九番左女郎　右艶者
十番左夜鷹　右船鯨頭
十一番左織多　右乞食
十二番左鳥者　右臥烟
十三番左猪牙舟こぎ　右四ッ手駕かき
十四番左覚兵衛獅子　右軽業
十五番左そむや　右湯屋
十六番左紙屋　右茶屋
十七番左酒屋　右鉢屋
十八番左みそ賣　右ざる賣
十九番左筆結　右経師
廿番左屋根葺　右左官
廿一番左畳刺　右石切
廿二番左水くゝり　右上巣子屋
廿三番左付木賣　右帯賣
廿四番左座頭　右山伏
廿五番左念佛宗　右題目宗

○石原正明弟耀周文化五年五月十五日伊豫國ふてか

けるを序あてまさと正明の奥書ちて　右江戸職人哥合ハ
文化二年七月十日浅草寺ふ於てこもけり磯部千貝閑
書をる所なて奥遊さるふ依て傳写と聽さる池南搢紳
藤原春季図してをてこと賜ふ珍重こ手以為此屋
封をべきれ世も猶四山賊あて日昭織人をして文化ふ源
浴せしむ堯舜の民ふ勝きるもの重て珍重

玉勝間　附目録一巻　十五冊

是ハ本居翁の随筆ふして若年より讀書の度抄録あて
てやてすつべきふもからぬ吏を始事に綱て見聞けり
しこやの沙汰道にうれる教のこふもあらび花紅葉
ふよれる風流今昔都鄙ふつさへれる土俗の習何と定
まりたはてれく年頃筆のまふ書をさまたるが
尋常の人れよしるしおやをとたがひ古学者の為ふて
金より換ふさき重宝となりぬ○尾張の雅嘉云書體全く
隨筆ふして古書をあ記録の教多し中ふも記録ふ
ええ○文化九年正月植松有信跋ふ云ふ

むのうさらをつくろはずうきやり給へるハ今も吟づ
から物うたまふやうふて此巻をくてかへし見る
たびふ有信等をのうみ大人の御計ふさぶらひていい
きうせ聞おちしてゑゑ○初若菜よりもも草
の巻まで翁の彫下るアはち以下ハ翁没後他筆ふて清書を初編も寛政六年刊行の
ち三巻づ彫刻し目録一冊とそへて十五巻五度ふし
て成就をるよし孫本居萬ア呂目録の後ふ記さる彼の序附をくくしくして見る人の
便宜しい
目録も十四巻中の件々
○詞草れをぐ移れ面ふ玉がつまはみてあるろを野の
べのをさびふし一ぢの巻の首ふ記てやうて書名とせら
一の巻　初若菜　卒十条　二の巻　櫻の落葉　四十八条　三の巻　はちすれ　四十六条
四の巻　ことすゝ草　八十条　五の巻　枯野の草　四十七条　六の巻　かあめ　六十七条
七の巻　ふぢるみ　卒十条　八の巻　萩の下葉　百十八条　九の巻　花乃雪　六十二条
十の巻　山菅　卒九条　十一の巻　山ふき　八十五条
十二の巻　おすひ草　百十条　十三の巻　椿　九十二条　十四の巻　十五の巻　惣目録

發行書肆

京都御幸町通姉小路上ル　菱屋孫兵衛
同　三條通御幸町角　吉野屋仁兵衛
同　寺町通三條下ル　蓍屋宗八
同　四條通御旅町　田中屋治兵衛
東京日本橋通一丁目　須原屋茂兵衛
同　日本橋通二丁目　山城屋佐兵衛
同　芝神明前　岡田屋嘉七
同　両國横山町三丁目　和泉屋金右衛門
大坂心齋橋通北久太郎町　河内屋喜兵衛
同　心齋橋通安土町　河内屋和助
同　心齋橋通博勞町　河内屋茂兵衛
同　心齋橋通安堂寺町　秋田屋太右衛門
尾州名古屋本町通七丁目　永樂屋東四郎